



佐賀県公報

平成19年
8月1日
(水曜日)
第12937号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生(四〇三・生産者支援課) 一
- 道路の区域の変更(四〇四・道路課) 一
- 道路の供用開始(四〇五・") 一
- " (四〇六・") 二
- " (四〇七・") 二
- 開発行為に関する工事の完了(まちづくり推進課) 二

○ 告 示

●佐賀県告示第四百三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号) 第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成十九年八月一日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

小川島加入区

●佐賀県告示第四百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表した図面は、平成十九年八月一日から平成十九年八月三十一

日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月一日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		延長 メートル
	変更前の別	幅員 メートル	
山崎町切線 県道	唐津市相知町湯屋字本谷九九番一地从先から	一・二・七	一六八・九
	唐津市相知町田頭字牧ノ内四〇九番二地先まで	六・三	
山崎町切線 県道	唐津市相知町湯屋字本谷九九番一地从先から	八・五	一六七・五
	唐津市相知町田頭字牧ノ内四〇九番二地先まで	四・三	

●佐賀県告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月一日から平成十九年八月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月一日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山崎町切線 県道	唐津市相知町湯屋字本谷九九番一地从先から 唐津市相知町田頭字牧ノ内四〇九番二地先まで	平成一九・八・一

●佐賀県告示第四百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月一日から平成十九年八月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 若宮鶴線	神崎市神埼町城原字六本黒木七八〇番一地从先から 神崎市神埼町城原字一本黒木八八番六地先まで	平成一九・八・一

●佐賀県告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月一日から平成十九年八月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 若宮鶴線	神崎市神埼町鶴字鶴籠二五二三番一地从先から 神崎市神埼町鶴字秀鶴一〇五七番一地从先まで	平成一九・八・一

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年8月1日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
武雄市武雄町大字永島字一本松15365番3から15365番7まで及び15369番1から15369番25まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
武雄市武雄町大字永島13231番地3
有限会社不動産開発 代表取締役 谷川大志

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年八月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷